

足立区要保護児童支援専門員（会計年度任用職員）採用選考実施要領

令和8年1月
足立区こども家庭相談課

足立区こども家庭相談課に勤務する足立区要保護児童支援専門員（会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 募集する職名

要保護児童支援専門員

2 募集人数

若干名

3 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※勤務成績等を考慮の上で更新する可能性があります。

4 勤務場所

こども家庭相談室こども家庭相談課（足立区梅島3-28-8こども支援センター1階）

※上記のほか関係機関等を訪問する場合があります。

5 職務内容

- ◇ 要保護・要支援児童などの相談支援に関わるこども家庭相談課の相談員に対する助言・育成
- ◇ 児童相談所との連絡調整に関する助言
- ◇ 受理会議、進行管理会議、児童相談所との虐待ケース調整会議への出席など

6 勤務条件

- ◇ 勤務日数 週4日勤務（週30時間勤務）
休務日：土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
- ◇ 勤務時間 午前8時45分～午後5時15分（休憩時間60分を除く）
- ◇ 報酬 月額272,949円（予定）
- ◇ 手当 通勤手当相当額を別途支給（限度額あり）
期末勤勉手当を別途支給（支給要件あり）
- ◇ 各種保険 社会保険・雇用保険あり
- ◇ 出張旅費 交通実費相当額支給
- ◇ 有給休暇 あり（規定による）
- ◇ その他 退職金制度・昇給制度なし

7 応募資格

(1)次の各号のいずれかの条件を満たしていること

- ア 児童相談所における指導教育担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー:係長級以上)としての業務従事歴が3年以上あるもの
- イ 上記に準じた職務経歴を有するもの

(2)次の各号のいずれかに該当する方は、応募することができません

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人の足立区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

8 申込方法

(1) 採用選考申込(履歴)書(以下「申込書」)及び職務経歴書を足立区HPからダウンロードにより取得。

(2) 申込書、職務経歴書を作成し、期日までにオンライン申請または郵送により提出。

※ 本人の顔写真について

- ・ オンライン申請…別添資料として提出
- 郵送による申請…申込書の写真欄に貼付して提出
- ・ スマートフォン、デジタルカメラで撮影した写真も可。ただし、壁を背景とするなど、本人以外の情報が入らないよう撮影してください。
- ・ 採用された際は職員証を作成します。改めて職員証用の写真を依頼します。

9 申込期限

令和8年3月17日(火) ※午後5時必着(オンライン・郵送)

10 選考方法及び日程

書類選考による一次選考を行い、一次選考合格者を対象として面接による二次選考を行います。
(一次選考結果は3月19日(木)頃発送予定)

(1) 二次選考日(面接) 令和8年3月28日(土)

※時間は、一次選考結果通知でお知らせします。

(2) 最終選考結果通知 令和8年3月31日(火)頃発送予定

11 問い合わせ先

〒121-0816 東京都足立区梅島3-28-8
足立区こども家庭相談室 こども家庭相談課 相談管理係 採用担当
電話 03(3852)2863 FAX 03(3889)3400
E-mail:kodomo-genki@city.adachi.tokyo.jp